

「廃棄物処理（３）」に係る見積合せ及び契約について

- 契約については項目ごとの1単位あたりにおける単価契約です。
- 見積については、**仕様書に示した項目ごとの予定数量と単価の積を合計した金額による総価**で行いますので、仕様書を確認のうえ、見積書に金額を記入してください。
※各項目ごとの単価金額は円単位で記入願います。
※見積書には、見積金額、項目ごとの単価金額、項目ごとの単価に仕様書に示す予定数量を乗じて得た金額及び推定総金額を漏れなく記載してください。
- 予定数量は、過去の実績に基づき算出したおおよその数量であり、その数量の履行を確約したものではありませんので、見積単価の算出にあたって、十分留意願います。
- この単価契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- 契約単価は、見積書に記載された項目ごとの単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額とします。
ただし、支払いの段階で、契約単価に発注数量を乗じた金額の円未満の端数は切り捨てられます。